

# 名家連ニュース

平成 28 年 10 月 5 日 (水)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 425 号

「福祉都市環境整備指針（案）」に係るパブリックコメントの実施について

## 皆さんの積極的参加を呼びかけます

名古屋市の「福祉のまちづくり」の考え方や、公共建築物、道路、公園、公共交通機関といった都市施設を整備するにあたっての技術的な基準を定めた「福祉都市環境整備指針」の改定案が「福祉のまちづくり会議」（名家連委員：末次文夫副委員長）でまとめ、広く市民の方から意見を募集するためにパブリックコメントが実施されます。

1. 募集期間 平成 28 年 9 月 26 日（月）から 10 月 25 日（火）まで
2. 改定案は名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/>）で公表しています。
3. 提出方法 意見提出用紙又は任意の用紙（都市環境整備指針案の意見と明記）に住所、氏名を記入し、郵送（〒460-8508 中区丸の内三丁目 1 番 1 号 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課）・FAX（052）951-3999・電子メール（[a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)）で提出か持参。

### 《福祉都市環境整備指針改定の背景》

バリアフリー法が平成 18 年に制定されました。その後、「国連障害者権利条約」の批准に向けて、平成 23 年には障害者基本法が改正され、平成 25 年には「障害者差別解消法」が制定（法律の施行は平成 28 年）されました。こうした動きは、障害者も積極的に社会活動に関わりたい」という気運の高まりへと広がってつあります。さらに、まちや社会の側があらゆる個人を分け隔てなく受け容れるという、共生やインクルーシブといった観点も広まってきました。誰もが社会の一員として共に生活したり、社会活動に参加するうえで、環境整備でもある「人にやさしいまちづくり」を進めることが求められてきました。



### 《障害者の定義－「医学モデル」から「社会モデル」へ》

平成 23 年に改正された障害者基本法では、障害者の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

これは、障害者の生活制限は、機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものであるという「社会モデル」の考え方を踏まえています。

※障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のもの。

### 《主な 4 つのバリア》

1. 制度（雇用、就学などの社会制度上のバリア）
2. 情報（情報通信へのアクセス、その他サービス享受に関するバリア）
3. 物理（建築物、道路、公共交通機関などの都市施設のバリア）
4. 心理（偏見、差別等の意識、情報面でのバリア）

